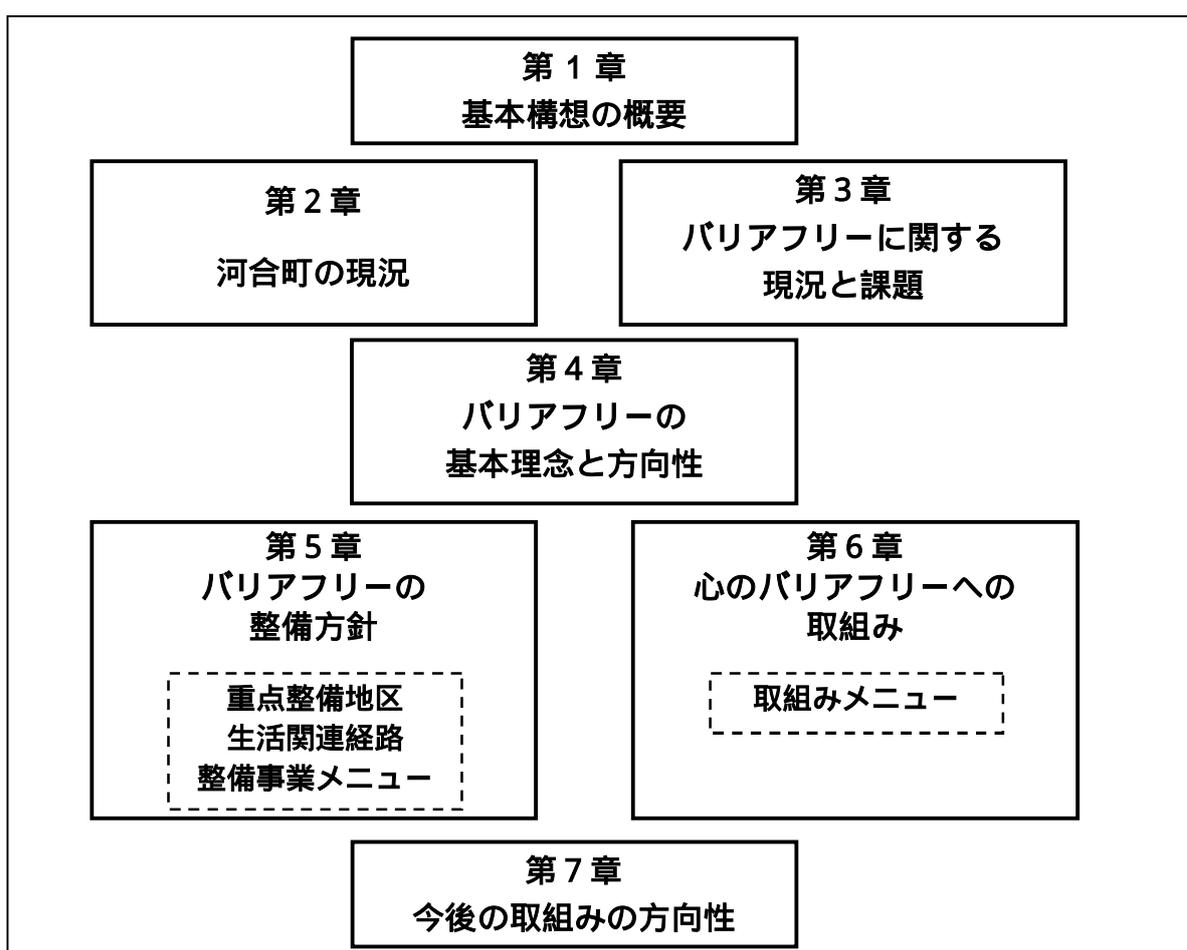


基本構想の構成（案）

本基本構想は、全7章となっています。第1章で「基本構想の概要」、第2章で「河合町の現況」、第3章で「バリアフリーに関する現況と課題」としてまち歩きの結果や、バリアフリーの取組み状況をまとめています。これらの内容を踏まえて、第4章で「バリアフリーの基本理念と方向性」を示し、この方向性を受けて、第5章ではハード面として「バリアフリーの整備方針」を、第6章ではソフト面として「心のバリアフリーへの取組み」をまとめています。最後に第7章で「今後の取組みの方向性」を示しています。



基本的な方向性(案)

バリアフリーのまちづくりを推進していくための基本的な方向性として、以下の考え方が重要です。これらの考え方を踏まえ重点的かつ一体的に、より実効性のある取組みを推進する必要があります。

○すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方をベースとします

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。ユニバーサルデザインも、バリアフリーも快適に自由に参加できる社会の構築を目指すという目標は共通していますが、バリアフリーは障壁を取り除いていこうという狭義の考え方であり、ユニバーサルデザインはより多くの人に対応できるようなデザインを目指すもので、社会全体の利益に繋がります。このような考え方をベースとして、整備を行っていきます。

○各施設管理者との連携を考慮し、移動空間全体のネットワークの形成を図ります

まちづくりの視点から移動を考えると、建築物や公共交通旅客施設といった単体だけではなく、それを結ぶ広場や道路、交通結節点といった移動空間全体のネットワークの形成を考慮して、バリアフリー新法以外の計画を、各施設管理者とも連携して進めていきます。

例えば、建築物への移動が連続して容易に行えるよう、移動経路の円滑化や案内情報等の整備を図るとともに、沿道の建物所有者や店舗の協力により、歩行空間の障害物の撤去を強化したりする等の取組みが必要です。

○まちのにぎわいの向上と活性化を目指します

まちに来る人々の回遊性を高め、まちのにぎわいの向上と活性化を目指す視点も忘れてはなりません。

商業者と一緒に商業施設等の利用しやすさを考えながら対策を検討する等、バリアフリー化とまちの活性化を両立させる手法が求められます。

○まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮します

整備を実施する場所については、本構想で定める重点整備地区内が基本となりますが、整備メニューを策定するにあたっては、重点整備地区外も含め、まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮しておかなければなりません。また、重点整備地区内外に関わらず、高齢者や障がい者等の利用が多く見込まれる経路については、安全に利用できるよう、適宜対応していきます。なお、整備済み区間であっても不備等が確認されれば、定期的な補修・改善を行っていきます。

○ハード整備と心のバリアフリーの取組みとの連携を図り、バランスの良い推進を図ります

まちのバリアフリー化のためにハード整備は重要ですが、それだけで十分ではなく、ハード整備に頼ることが困難な場合もあります。

利用する人々の譲り合いでカバーする等の暫定対応や、啓発等ソフト面の充実といった複数の取組みを柔軟にバランスよく組み合わせることで、より実効性を挙げていくことも必要となります。そのためには、高齢者、障がい者等を含む住民と関係機関の横の連携を十分図り、協働して前向きに課題を検討することが求められます。

○さらなるレベルアップを目指して、継続的に質の向上を図ります

河合町のバリアフリー整備にあたっては、まずは移動等円滑化基準への適合に向けて取組まなければなりません。しかし、それだけではなく住民参加のもとの構想であるということを踏まえ、ガイドラインの趣旨や内容を尊重しつつ標準的なレベルから、さらに望ましいレベルまで、積極的かつ継続的に質の向上を図ることが求められています。

住民・事業者・行政関係者の役割（案）

ハード面及びソフト面の取組みを実施するにあたっては、住民・事業者・行政が各々の役割を果たしながら、相互に連携を図っていかねばなりません。

住民・事業者・行政が果たすべき役割と責務について、バリアフリー新法の規定を踏まえると、下図「住民・事業者・行政の役割」のように示すことが出来ます。このような役割と責務をそれぞれが果たすことが、この基本構想に定めたバリアフリーの整備目標の達成や、事業の実施時期の実現を促進することとなります。それらを可能にするためには、河合町はもとよりそれぞれの関係機関が、限られた財源の中で、優先順位を明確にしたうえでの資金の確保や、地域住民との合意形成等に向けて、お互いに連携して最大限の努力を行っていく必要があります。

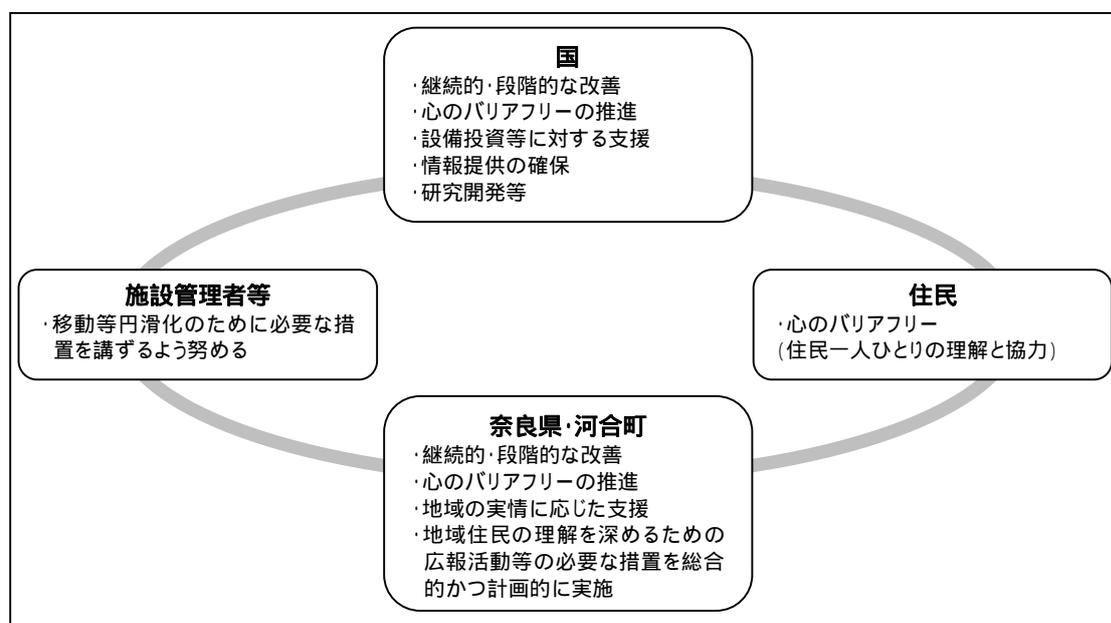


図 住民・事業者・行政の役割

重点整備地区(案)

1. 重点整備地区設定の基本的な考え方

バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。重点整備地区の範囲の設定については、移動等円滑のための事業を重点的かつ一体的に実施することが特に必要であると認められる地区とします。

重点整備地区の区域と経路の設定にあたっては、特定旅客施設である鉄道駅(近鉄)の各々を中心とした徒歩圏(概ね500~1,000m)や、相当数の高齢者、障がい者を含む多くの住民が利用すると見込まれる生活関連施設を含む範囲を基本としています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第2条第21号)

重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

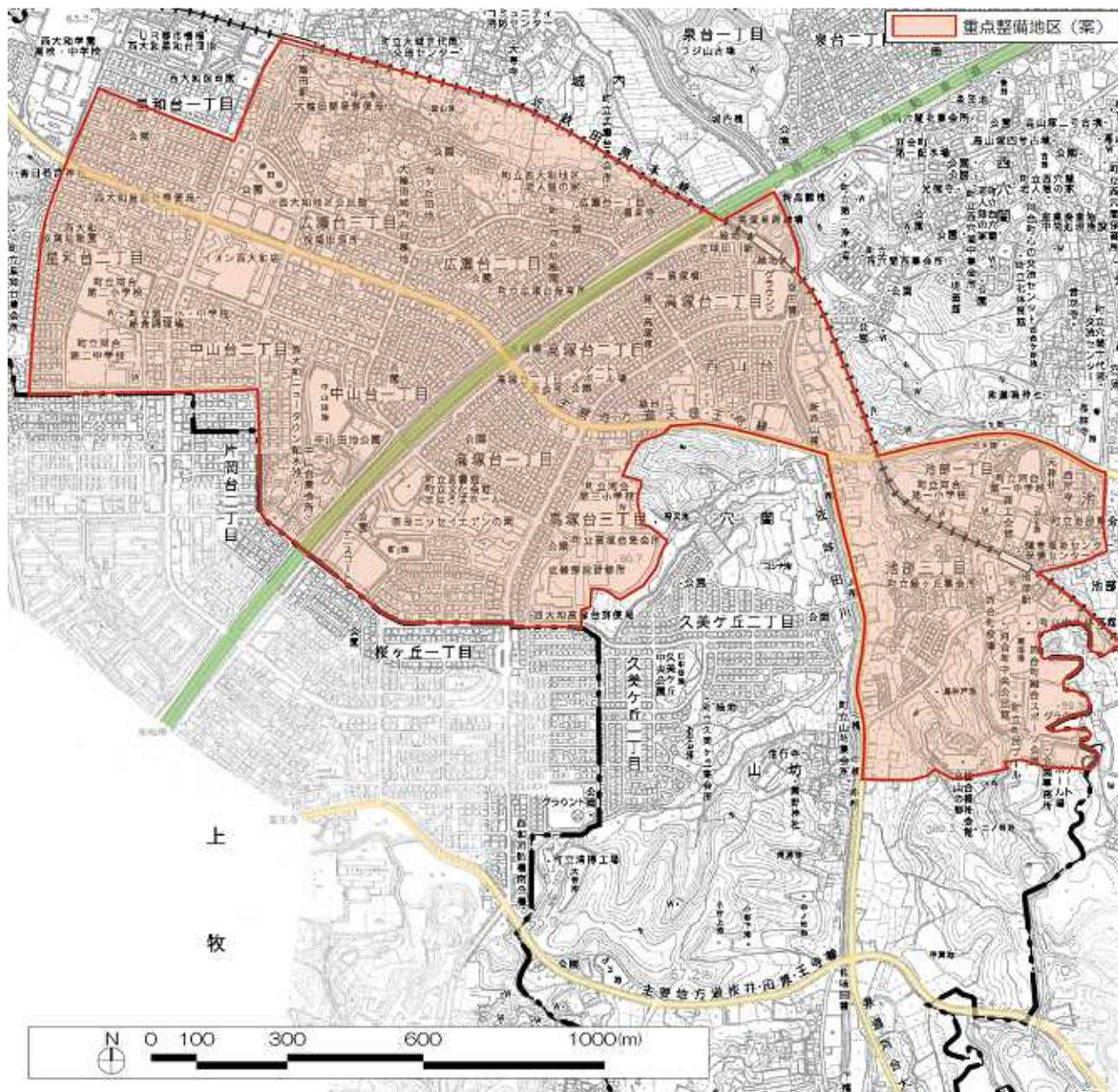


図 重点整備地区(案)

生活関連施設及び生活関連経路（案）

1. 生活関連施設の設定

生活関連施設は、重点整備地区内に立地し、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者等がよく利用する」と考えられる施設や、協議会による現地点検結果等を踏まえ、下記36施設としました。

表 生活関連施設（案）一覧

施設分類		施設名			施設数
旅客施設	鉄道駅	大輪田駅	佐味田川駅	池部駅	3
建築物	公共施設	河合町役場 中央体育館 町民グラウンド 文化会館まほろばホール 西大和地区老人憩いの家		役場出張所 中央公民館 西大和地区公民館 町立図書館	9
	商業施設	イオン西大和店 万代河合町店 キリン堂河合町店 東洋薬局河合店		ユニクロ西大和店 サンディ奈良西大和店 ワナマイカシヅマ 西大和	7
	医療・福祉施設	総合福祉会館「豆山の郷」 保健センター・障害福祉センター 奈良ニッセイエデンの園 ニッセイ聖隷クリニック 社会福祉法人 平安会			5
	学校	河合町立第一小学校 河合町立第三小学校 河合町立第二中学校		河合町立第二小学校 河合町立第一中学校	5
	金融機関	西大和星和台郵便局 南都銀行西大和支店		西大和高塚台郵便局	3
都市公園	総合スポーツ公園 釘池公園		赤田池公園 中山田池公園	4	
合計					36

2. 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけ、重点的かつ優先的に移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指す経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か（既に移動等円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけるものとします。

県道天理王寺線	県道河合大和高田線	町道 1-2 号線	町道 1-3 号線
町道 1-20 号線	町道 2-12 号線	町道 2-22 号線	町道 14-14 号線
町道 14-32 号線	町道 15-7 号線	町道 15-8 号線	町道 15-18 号線
町道 16-5 号線	町道 16-16 号線	町道 16-23 号線	町道 16-27 号線
町道 17-1 号線	町道 17-10 号線	町道 17-21 号線	町道 17-28 号線
町道 17-34 号線	町道 17-47 号線	町道 17-51 号線	町道 18-4 号線

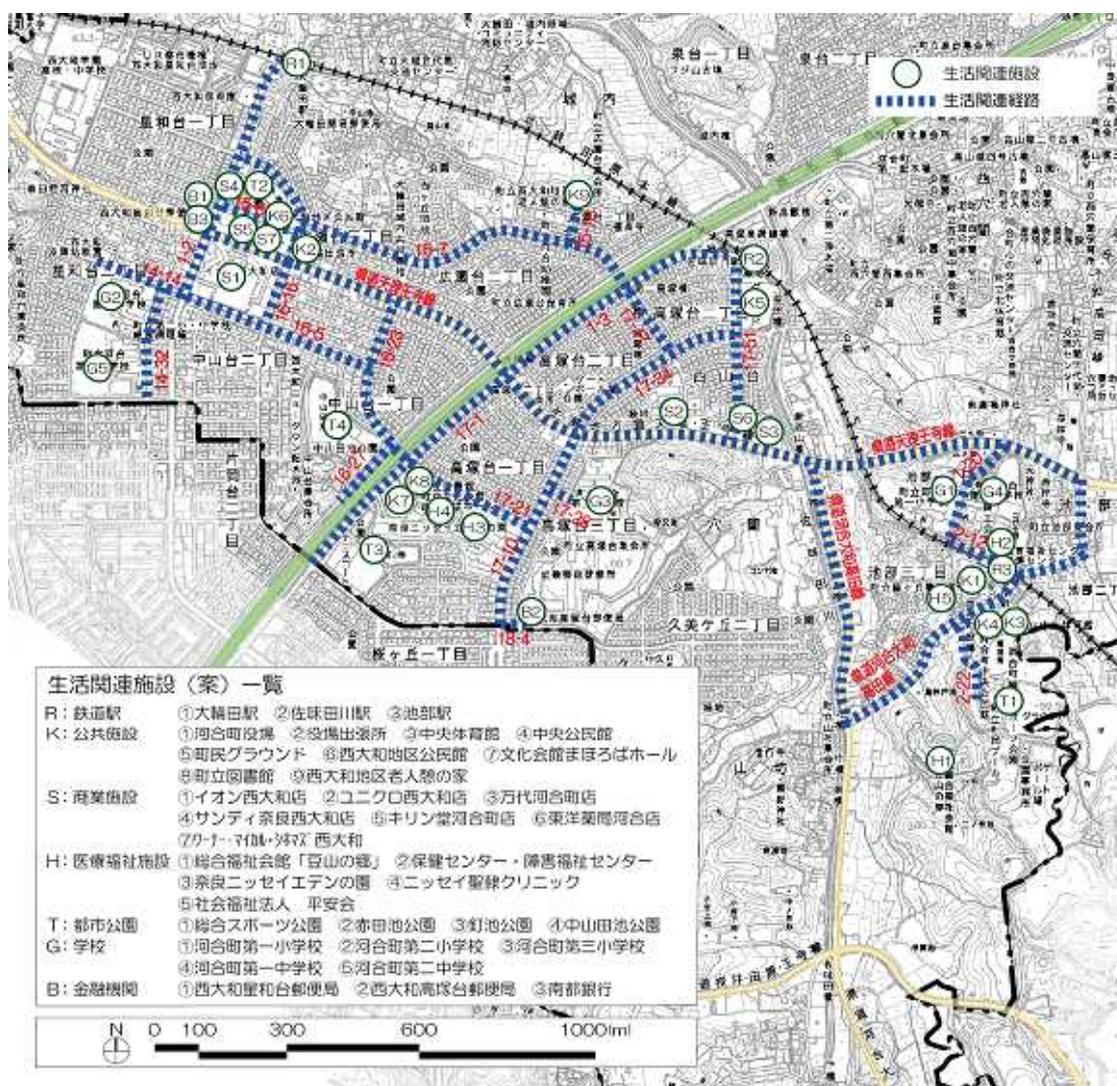


図 生活関連経路

事業整備メニュー（例）

1. 整備事業メニュー実施時期

整備事業メニューの計画にあたっては、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするため、できる限り高齢者、障がい者等を含む町民のニーズを反映した整備を行うことを前提に、各事業者と協議を行い、具体的な整備事業メニューを計画し、目標時期を設定しました。

短期	概ね 5 年以内
中期	概ね 10 年以内
長期	概ね 10 年以上

2. 整備事業メニュー項目

河合町役場

記号	河合町役場	所在地	河合町池部	用途	公共施設			
	整備内容			目標時期			備考	
				短期	中期	長期		
	入り口部での視覚障がい者への適切な誘導							
	案内所の設置（案内所までの誘導）							
	トイレの段差を無くす							
	トイレにエバー・カルデザインの導入							
	誘導案内板の設置・改良							
	誘導基準に基づく、施設のバリアフリー化の実施							
バリアフリー情報	バリアフリー経路			トイレ			駐車場	
	道等 出入口	案内設備	エレベーター					
								

（参考）

バリアフリーピクトグラム（交通エコロジーモビリティ財団 HP より）

バリアフリー情報	バリアフリー経路			トイレ			駐車場	
	道等 出入口	案内設備	エレベーター					
								

町道 1-2 号線

番号	路線名	具体項目	目標時期			備考
			短期	中期	長期	
1	 町道 1-2 号線	点字ブロックの改修				
		側溝蓋の改修				
		障害物の撤去				